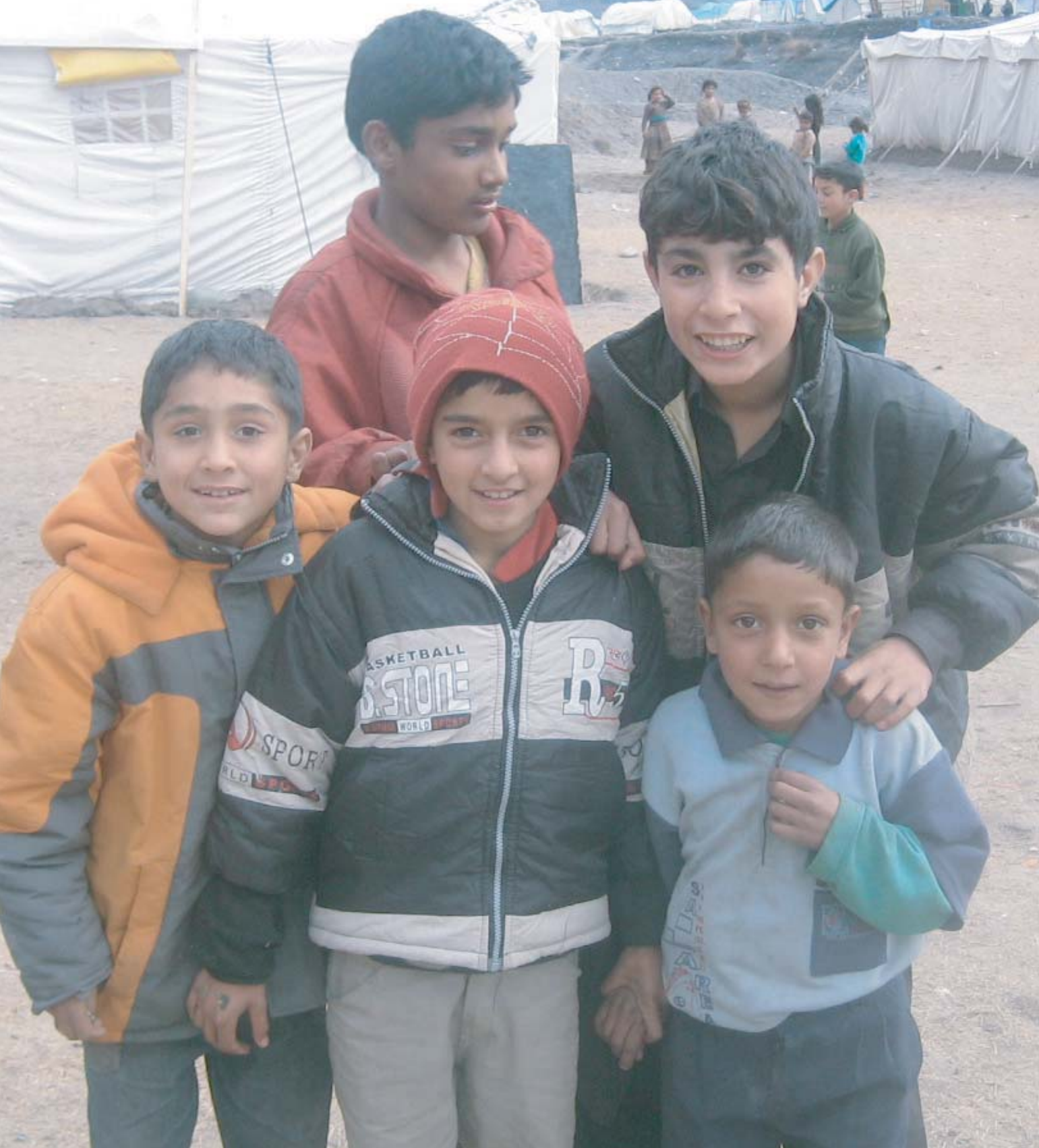


社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2005年度 アニュアルレポート



Save the Children

ごあいさつ

地球上のすべての子どもたちは、生まれた瞬間から幸せに生きる権利を持っています。そして、私たち大人にはその権利を守る責任があります。しかし、現実ではどうでしょうか。誠に残念ながら、戦争や内戦は収まらないうえに、自然災害が多発し、そのため貧困や差別は撲滅されず、多くの子どもたちが幸せからは程遠い状況に置かれています。

セーブ・ザ・チルドレンは1919年に英国で創立されて以来、80年あまりにわたり子どもたちの権利を守るための活動の最前線に立ってきました。2003年度より重点テーマとしている「戦禍の子どもたちに教育を」を中心に、子どもたちを巡る状況を改善するために包括的な支援を続けております。日本では、1986年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが設立され、今年は20周年の節目の年を迎えます。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの今日があるのも、設立に関わられた諸先輩、寄付をお寄せくださった支援者の皆様、ご指導を頂いた外務省他、政府機関の皆様のお陰であります。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンにおいては、2004年末に起きた、スマトラ沖地震や、2005年10月に起きたパキスタン北部地震に対する対応、また、永年の内戦が終了したスーダン、ダルフル地区への支援と、多くの緊急援助活動に明け暮れた年でありました。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのかつてよりの事業地におきましても、引き続き教育及び栄養事業を実施して参りました。私たちの目指す世界にはまだまだではありますが、着実に子ども達とその取り巻く環境に変化を与えることができたと考えております。また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが大きくなることでより多くの子ども達に笑顔を届けていきたいという主旨から取り組んでおります、寄付収入の拡大策につきましても一步一步成果を上げてきております。

昨年度も多くの皆さまの支えとご協力により、困難な状況にある子どもたちへの支援活動を行うことができました。特に2004年末のスマトラ沖地震の緊急援助にあたっては、各位より迅速かつ多大なご支援をお寄せ頂きましたことに対し、厚く御礼申し上げます。まだまだ微力ではありますが、一人でも多くの子どもたちが生き生きとした笑顔を取り戻し、将来に希望を託すことができるよう、引き続き尽力して参ります。どうか今後とも皆様のより一層のご理解と温かいご支援をお願い申し上げます。

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
理事長 上野昌也

2005 年度事業報告

[1] 事業の概況

はじめに:2005 年度は、世界連盟が目指すより多くの子どもたちをよりよく救うための、強い加盟国と強い連盟組織の構築に向かって、私たち SC ジャパンも世界連盟の一翼を担うべく、マーケット・ディベロップメント・プログラム (MDP) への取り組みをスタートした。

特に 2005 年度については、MDP の本格展開にあたって組織・人員体制の整備に並行して、マーケティング手法をベースにインターネット、DM、新聞広告、など新たなファンドレイジングの開発に取り組んだ。また、事業については各国別の事業計画の遂行は勿論、一昨年 12 月 26 日に発生したスマトラ沖地震・津波災害に対しては、世界連盟の救援事業にジャパンとしても積極的に参加し、日本においても緊急援助事業を担えるグローバル団体として、関連機関より認識される存在への道を拓いた。

財政状況: 経常収入は、775 百万円となった。内訳は、会費が 16 百万円、政府補助金・民間助成金が 235 百万円、寄付金が 494 百万円である。このうち、民間助成金であるジャパンプラットフォーム (JPF) からのスマトラ沖地震関連助成金が 50 百万円、スマトラ沖地震の緊急援助寄付が 141 百万円を占め、早い初動と積極的な広報活動により同地震支援で大きな役割を果たすことができた。また、JPF からはスーダンのダルフル地域における井戸掘り事業に 76 百万円を受領、パキスタン北部地震にも 56 百万円の助成金を受領した。その結果、緊急援助関連の収入は 358 百万円を越えて、経常収入のほぼ半分を占める。寄付金は MDP により、50 百万円ほどの増加となった。

経常支出 636 百万円の内訳は 569 百万円の事業費、65 百万円の管理費である。事業費の内、緊急援助事業費が 260 百万円を占めている。国内啓蒙費は MDP 実施のため 86 百万円となった。その他の事業費はほぼ例年並である。管理費もほぼ例年並で経常支出の 10% となっている。その結果、年度の経常収支は 139 百万円の収入超過となった。

繰越収支差額は、211 百万円となった。主な内訳は、緊急援助の未利用分、78 百万円、MDP 指定寄付未利用分 38 百万円、事業入出金タイミングによるもの 21 百万円、MDP 事業拠出金未払い分、12 百万円、報告のタイミングによる拠出金の追加支払分 31 百万円、現預金でない流動資産、6 百万円となっている。主に、契約どおりの資金の受け払いをしていることにより生じた入出金の時期のずれによるもので、概ね年度上期には支払われる予定のものである。緊急については、寄付の入金の状況を確認しつつ資金の利用計画を立てる関係で資金残高が一時的に、膨らんでしまう傾向にある。スマトラ沖地震の地域は復興のフェーズに入っており、いかに意義のあるプロジェクトに拠出するかが大切となっている。

海外事業：2005年度は、緊急援助に向けて多くの人材と資金を投入した。2004年度末に起きたスマトラ沖地震・津波災害では、インドネシアのアチェ、ニアス島、スリランカで事業を展開し、震災後の日常生活物資の配布や、学校に教室用テントの配布、生計支援のための職業訓練などを実施した。スーダン、ダルフルでは、内戦の終結を受け、井戸掘りの事業と並行して教室の再建、家具や教材の配布を実施した。また、10月に発生したパキスタン北部地震では初期の生活支援物資としてテントや生活用品セットを配布した。これらの緊急援助事業にあたっては、世界連盟の機能を最大限活かし、連盟各国の現地事務所を利用しての迅速な援助の立上げなど、費用面も含めた効率の良い支援事業を展開できた。

既存のネパール、ベトナム、ミャンマー、アフガニスタンの4事業地では、継続的に事業を展開している。特に、ネパール、アフガニスタンでは教育事業、ベトナム、ミャンマーは栄養事業を、国際協力機構、外務省などの援助資金と寄付金により実施している。

また2005年度より、MDPの一環として世界連盟共同事業に参画した。2005年度は、カンボジア、アフリカのエチオピア、アイボリーコーストに資金を提供し共同事業を進めた。

中でも、カンボジアでは、世界連盟各国からの資金と合わせて規模の大きい事業が展開され、次のような成果が報告されている。

- ・ セーブ・ザ・チルドレンのプロジェクトに関わった子ども達の合計－407,000人（大部分は教育プログラムに参加）
- ・ HIV／エイズ啓発プログラムに参加した子ども達の合計－36,948人
- ・ ライフスキル・トレーニング（生活上の能力・技術を身に付ける訓練）に参加した子ども達の合計－28,613人
- ・ 暴力・搾取・人身売買対策プログラムに参加した子ども達の合計－811人

国内事業：国内では東京・大阪を中心にスピーキングアウト（ボランティアがSCJ事務局で訓練を受けて、申込のあった学校に出向き、SCの活動地を中心に困難な状況にある子ども達の等身大の姿をいっしょに考えていく活動）を継続。今年のはのべ160人のボランティアスピーカーの参加により40回実施し、2000人を超える子ども達の参加を得ている。

[2] 海外国内一般事業の詳細

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（SCJ）は、子どもの権利を実現するために事業を行っている。したがって、事業を権利実現の過程として監理し、その結果を「子どもの状況の変化」として評価することにした。評価すべき「変化」は、『国連子どもの権利条約』の基本原則に則って、以下のように決定した。

- ① 子どもの生活状況の変化
- ② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化
- ③ 子どもの参加における変化

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

本報告書では、事業によるポジティブな状況の変化を「子どもと社会に対する成果」として、上記5項目に分類、記載している。これによって、事業が対象である子ども達や子ども達をとりまく社会に、どのような、より良い変化を生んだかが明確になる。さらに、期待した変化が実現できていない場合には、課題として将来の事業計画に反映させることができる。

1. ネパール事業

過去3年間、王室、政党、マオイスト（反政府武装勢力）の三者による権力争い・武力紛争が膠着状態を続けていたネパールの政治情勢は、2005年に入って新たな展開を見せた。2月1日、ギャネンドラ国王は全閣僚を解任、自らを長とする新たな閣僚会議を組織し実権を掌握した。そして、国家非常事態宣言を発し、言論・集会・移動の自由などを停止するとともに、通信の遮断、空港の閉鎖、報道の規制、政治家・人権活動家の逮捕・拘束といった一連の措置を相次いで取った。

この「国王クーデター」を、マオイスト、政党、国際社会は強く非難したが、一般のネパール国民は比較的冷静に受け止め、大規模な抗議デモや騒乱等は発生しなかった。その背景には上記の膠着状態にあって治安だけが悪化の一途を辿るなか、平和の回復を求める国民としては、国王の行動が一時的に民主政治の後退を含むものであっても、そこに最後の希望を託さざるを得ないという事情があったものと思われる。

しかし、それから1年が経過した今、こうしたネパール国民の期待は完全に裏切られたと言わざるを得ない。非常事態宣言は解除されたが、その後も報道規制や政治・人権活動に対する妨害は続いている。それ以上に深刻なのは、王室政府とマオイストの武力紛争が、和平交渉への糸口すら見出すことが出来ないまま、さらに悪化の一途を辿っていることである。

こうした厳しい活動環境にあって、当初はSCJの活動にも大きな支障が生じることが心配されたが、結果的には、現場に直接大きな影響が及ぶことはなく、事業そのものはほぼ計画どおりに実施できた。その理由としては、SCJの事業地である東部平野地帯が現在のネパールのなかでは比較的治安が安定していること、ネパール政府による対NGO規制強化が取り沙汰されたものの、施行には至っていないことが挙げられる。

とは言え、ネパール全体の政情・治安が不安定であることには変わりなく、事業の実施にあたっては引き続き注意深い状況判断と慎重な行動が求められている。

(1) 2005年度事業の総括

2005年度も、アスマンおよびシュリプラージ地域開発センター（以下SCDC）という二つの現地パートナー団体とともに、「すべての子どもを学校に」をスローガンに、公立小学校教育向上事業をネパール東部平野地帯の三郡（ダヌシャ、マホタリ、サブタリ）で実施した。

2005年度の新たな動きとしては、事業全体へのCRP（子どもの権利に基づく事業）の積極的な導入をはかったことが挙げられる。特にSCJとしては初めてアドボカシー（政策提言）活動を実施した。具体的には「児童労働者」の定義を「学校に通っていないすべての子ども」へと変えることを目標に、政策・現場両レベルで実態調査を行った。しかし、調査の結果、子どもが学校に通えない理由は児童労働だけにあるのではなく学校教育のあり方にも様々な問題があることがわかり、「学校に通っていない子どもをすべて児童労働者とみなしてその廃止を訴える」だけでは教育行政への政策提言としては不十分であることが明らかになった。今後は学校教育の「質」の側面にも目を向けていく必要がある。

他に新たな動きとしては、事業のフェーズアウト（支援の段階的撤退）についてパートナー団体および地域住民と協議を始めたことが挙げられる。これは現在アスマンと実施中の5ヵ年計画事業が2007年度で終了し、SCDCと実施中の事業も開始から4年目を経過したことを受けてのものである。

教育事業の成果としては、政府やユニセフとの連携により、年間目標の2倍以上（12,669人）の子どもの小学校入学を果たした。しかし、その一方で、入学後の教室・教員・教材の不足とそれらを原因とする一部の生徒の落ちこぼれ・出席率低下が新たな問題となり、来年度に課題を残した。本年度から開始した「児童労働者ゼロの村運動」に関しては、139の対象集落中25の集落で「児童労働者ゼロ（＝5～14歳児童の就学率100%）」を達成した。しかしその過程で比較的年齢の高い（10～14歳）女子の未就学の問題が浮上し、これも来年度への課題となった。教育事業全体を振り返ると、CRPが目指す「5項目の変化」のうち「子どもの実生活上の変化」については、就学率向上の面で一定の成果をおさめたと言える。今後は、小学校教育の質の向上、地域住民・行政への事業のハンドオーバー、支援撤退後の事業効果の持続性の確保のために、「子どもの権利を守る地域社会のキャパシティの変化」へと事業の重点を移していく必要がある。

最後に、この度ネパール事業の中期戦略（2005～2009）を確定し、大きな一歩を踏み出すことになったことを報告する。これによってSCJネパール事務所は今後5年間、1) 子ども権利に基づく事業を事業方針の中核に据え、2) より多様なパートナーとの連携を推進し、3) 従来のように東部平野のみに限定されないネパール全体に開かれた国際NGOへの脱皮を図っていくことになった。

(2) 活動報告

1) SCJ事業（公立小学校教育向上政策提言事業）

事業地域：カトマンズ、ダヌシャ郡、マホタリ郡、サプタリ郡

事業内容：

[目的] 「児童労働者」の定義を現行の「危険な労働に従事する子ども」から「学校に通っていない全ての子ども」へと変える。

[対象人数] ネパール国内の、子どもの権利関連NGO職員、国連機関職員、ネパール政府職員、マスコミ関係者など計約70名

[活動]

- ・ 児童労働に関わる主要な NGO、国連機関、政府機関の「児童労働者」の現行定義に関する調査
- ・ SCJ 事業地における家庭内児童労働に関する実態調査
- ・ SCJ 事業地（特に「児童労働者ゼロ運動」を実施中の村）の視察研修
- ・ 上記の二種類の調査および視察研修の結果を公表・共有するセミナーの開催

2) アスマン事業（公立小学校教育向上事業）

事業地域：ダヌシャ郡およびマホタリ郡の計 30 ヶ村、79 学校区

事業内容：

[目的] 5～14 歳のすべての子どもの初等教育を受ける権利を実現する。

[対象人数] 約 54,000 人（支援先 30 ヶ村の 5～14 歳の子どもの総数で、既に就学中の子どもを含む）

[活動]

- ・ 5～7 歳を対象とする小学校入学キャンペーン
- ・ 8～14 歳を対象とする編入学準備のための識字教室（20 教室、453 人参加）
- ・ 低位カースト居住区における分校の設置（19 校、1,869 人入学）
- ・ 教員不足を解消するための補助教員の派遣（141 人）
- ・ 入学後のドロップアウトを防ぐための補習、出席状況の定期チェック
- ・ 就学率 100%を達成するための「児童労働者ゼロの村」キャンペーン
- ・ 教室不足を解消するための教室増築（1 校）
- ・ 「児童労働者」の定義を「学校に通っていない全ての子ども」へと変えるための政策提言

3) SCDC 事業（公立小学校教育向上事業）

事業地域：サプタリ郡の計 4 ヶ村、10 学校区

事業内容：

[目的] 5～14 歳のすべての子どもの初等教育を受ける権利を実現する。

[対象人数] 約 4000 人（支援先 10 ヶ村の 5-14 歳の子どもの総数で、既に就学中の子どもを含む）

[活動]

- ・ 小学校入学キャンペーン
- ・ 教員不足を解消するための補助教員の派遣（15 人）
- ・ 入学後のドロップアウトを防ぐための補習、出席状況の定期チェック
- ・ 就学率 100%を達成するための「児童労働者ゼロの村」キャンペーン
- ・ 教室不足を解消するための教室増築（3 校）
- ・ 「児童労働者」の定義を「学校に通っていない全ての子ども」へと変えるための政策提言

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

- ・新たに 12,000 人以上の子どもが小学校に入学した。
- ・入学後の年間平均出席率 65%以上を維持した。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

- ・「すべての子どもは就労してはならず、学校に通わなければならない」という社会規範の形成が事業地の村落レベルで進んだ。
- ・「児童労働者」の定義を現行の「危険な労働に従事している子ども」から「学校に通っていない全ての子ども」へと変更させることについては、必ずしも関係者全員の納得が得られたわけではないが、「子どもの教育」と「子どもの労働」という二つの問題を結びつけて考える必要があることについては、全関係者から賛同を得ることができた。

③ 子どもの参加における変化

学校や村落単位で結成された「子ども委員会」を通じて、子どもたちが、入学キャンペーン（特に路上劇やキャンペーン・ソングの上演など）、不登校児童の家庭訪問、女子の児童結婚の阻止、学校環境の改善などの活動に積極的に参加した。また「子ども委員会」どうしの交流を深めた。

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

小学校に新たに入学した子どもに占める女子の割合が 39% (2002 年度) から 49% (2005 年度) まで上昇し、ほぼ男女同数となった。また同様に、低位カースト出身の子どもが占める割合も 18% (2002 年度) から 29% (2005 年度) まで上昇した。もともと地域全体の人口に占める低位カーストの割合が 20~30%なので、ほぼ人口比の入学を達成した。以上から女子および低位カーストに対する教育機会の差別の解消に本事業は一定の成果を挙げたと言える。

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

- ・139 の集落で「児童労働者ゼロの村運動」を展開し、2005 年度末までに 25 の集落で児童労働者ゼロ（5~14 歳の就学率 100%）を達成した。
- ・各種グループに属する計 1,425 人の住民に、公共資源・地域資源の活用能力を向上させるためのトレーニングを実施した。これらの結果、現在事業側が人件費を負担している有給ボランティアの役割を地域社会側が担えるようになった。

2. ベトナム事業

ベトナムは農産物や電子部品等輸出額の伸びに伴い、ここ数年 GDP 成長率において 7% 台を維持し続け、引き続き安定した経済成長を遂げている。4 月 30 日に戦争終結 30 周年を迎えた今、国家全体として順調に戦後復興が成し遂げられている様相がある。1993 年に 58%であった貧困率は 11 年後の 2004 年に 24%へと減少している一方、貧富の格差の拡大

が一層危ぶまれており、特に 2005 年のみに注目すると鳥インフルエンザや台風に伴う自然災害の影響により、特に農村部で暮らす人々への打撃が目立つ年であった。鳥インフルエンザは 2005 年 12 月時点でベトナム国内累計患者数が 92 名（内死亡者数 42 名）に上ったまま小康状態で、ベトナム政府は国際機関との協力で監視体制を強め予防対策も進めているが、海外での報告例も相次いでいることから、引き続き予断を許さない状況である。

(1) 2005 年度事業の総括

2005 年は主に乳幼児総合的発達促進事業の継続と就学前教育事業の発展に重点を置いた。乳幼児の総合的発達促進事業である「総合的子どもの発達事業」では、イエンバイ省 2 郡にて行う 3 年間事業の 2 年目を迎え、1 郡にて活動の主導を地元政府へ移譲するとともに別の 1 郡にて地元パートナーの能力向上を目指した事業実施を本格的に開始した。就学前教育では、世界銀行から支援を受けたセーブ・ザ・チルドレン世界連盟メンバー（英・米）との共同事業が開始され、乳幼児の総合発育を目指した研修や教育改善活動が実施された。

さらに、子どもの参加を促す総合学習授業及び小規模貸付の両事業における質的改善を模索し、特に小規模貸付事業では政府の法令整備に伴い、政府主催のワーキンググループへ参加するとともに、事業体制を適応化するための準備を行った。

また、上記世界連盟メンバーとの共同事業が開始されたことに伴い、更なる他メンバーとの協力や本邦教育機関との連携を通して、ベトナム政府機関に対するアドボカシー（政策提言）を念頭に置いた活動も開始した。10 月には活動地域であるイエンバイ省において約 60 名の犠牲者を出す台風被害が起り、ベトナム国内における支援呼びかけによる資金調達および物資供与と世界連盟メンバーとの連携をも通した文具・生活物資等の緊急支援を実施した。

(2) 活動報告

1) 総合的子どもの発達事業

事業地域：イエンバイ省ルックイエン郡・ヴァンイエン郡

事業内容：

[目的] 3 歳未満児の発育を促進する。

[対象人数] 3 歳未満児 4,000 人とその母親。事業地の妊産婦。

[活動]

- ・栄養不良の 3 歳未満児とその母親を対象に、栄養改善、母子保健、家庭菜園普及活動を実施した。
- ・栄養改善のため、子どもの体重測定（1,300 人）と栄養不良児への給食及び親への栄養教育を行った（80 回）。
- ・パートナーに対し、栄養改善事業の指導者研修を行った（35 人）。
- ・住民ボランティアに対し、栄養改善事業の指導者研修を行った（90 人）。
- ・1～3 歳の子どもに対し駆虫剤を処方した（1,098 名）。

- ・母子保健では、母子手帳を配り（4,000部）、妊産婦の定期健診（12回）を促進した。
- ・パートナーに対し、産前検診の指導者研修を行った（54人）。
- ・住民ボランティアに対し、産前検診の指導者研修を行った（90人）。
- ・村の保健所に対し、医療機材を供与した。
- ・家庭菜園普及においては、栄養価の高い野菜の栽培や家禽の飼育、養魚普及のための研修を行った（10回、延べ1,576人）。
- ・家禽類飼育家庭に対し、鳥インフルエンザ対策のための研修を行った（5回延べ586人）。
- ・各事業実施村における自立性向上のための成果発表会を行った（40か村990人参加）。

2) 乳幼児総合発育事業

事業地域：イエンバイ省ルックイエン郡、チャンイエン郡

事業内容：

[目的] 5歳未満児の総合的発育を促進するための活動を行う。

[対象人数] 未就学児2,600人とその両親・保護者。事業地の幼稚園教師及びヘルスワーカー。

[活動]

- ・幼稚園教師を対象に、子どもの総合的発育（身体的・社会的・情操的・知的など）のための要素を盛り込んだ新規教育方法の研修を行った（8回延べ223人）。
- ・未就学児の養育者のための養育知識を住民ボランティアに研修した（2回計70名）。
- ・未就学児の養育者を対象に、おもちゃ作りや栄養・衛生に関する養育知識を研修し（54集落にて計162回延べ1620人）、家庭での乳幼児教育促進を行った。
- ・対象地域内のコミュニティ文庫に対し、子ども用の絵本を供与するとともに（9,475冊）、日本の昔話の翻訳本を出版し供与した（4,000冊）。
- ・事業パートナーに対し事業運営の研修を行った（4回）

3) 小規模貸付事業

事業地域：イエンバイ省、タンホア省

事業内容：

[目的] 3歳未満児の総合的発育を促進するための預金活動と貸付活動を監理する。

[対象人数] 事業地域内の3歳未満の栄養不良児の母親あるいは貧困家庭の妊産婦約7,000名。

[活動]

- ・14,900ドルの原資追加により、新たに339人の女性が貸し付け活動に加入した。
- ・対象地域で行われている貸付活動のマネジメントを行った（計39カ村）。
- ・貸付活動に参加する女性に対するトレーニングを行った（8回延べ756人）。
- ・借受女性をサポートする住民ボランティアに対するトレーニングを行った（10回延べ370人）。

- ・貸付活動の管理委員会の活動をモニタリングし、トレーニングを行った（1回 22人）。

4) その他の活動

- ・イエンバイ省での台風被害に対し 5,000 ドルの世界連盟事業を請け負い、被災した家庭に蚊帳（313 世帯）、子どもたちを対象に学用品としてカバン、ノート、ペンの配布を実施した（506 人）。
- ・世界連盟メンバー（英・米・スウェーデン）の共同事務所開設に対応できるよう情報共有と予算確保を行った。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

[総合的子どもの発達事業] 3歳未満児の栄養不良が 30.1%から 25.7%に削減された。

[乳幼児総合発育事業] 地域内での幼稚園への就学率が 5歳児において 97%から 100%、3歳以上 5歳未満児において 58%から 68%となった。

[小規模貸付事業] 家庭菜園普及と家計改善により、栄養不良児もしくは妊婦のいる貧困家庭で栄養価の高い食物が確保された。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

[総合的子どもの発達事業] 3歳未満児の育児に関する慣習が改善され、実施事業が地域行政機関によって継続された。

[乳幼児総合発育事業] 地域内の未就学児教育体制が向上し、50%の幼稚園教師の教授法が改善された。

[小規模貸付事業] 3歳未満児の育児に関する慣習が改善され、実施事業が地域大衆組織によって継続された。ベトナム政府の小規模貸付に関する法令整備へ参加した。

③ 子どもの参加における変化

[乳幼児総合発育事業] 中学生および高校生が未就学児教育に関わり、地域の育児環境改善のために参加した。

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

[総合的子どもの発達事業] 貧困家庭の子どもが発達の機会を最大限に持てるようになった。

[乳幼児総合発育事業] 山岳部の未就学児が初等教育を享受するに十分な発育を得られるようになった。

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

[総合的子どもの発達事業] 事業実施終了地域においては地元政府及び住民により継続された。

[乳幼児総合発育事業] 事業実施終了地域においては地元政府及び住民により継続された。

3. ミャンマー事業

ミャンマーにおいては、04年秋に当時の首相が更迭されてから政情への影響が続いている。特に多数の死傷者が出た4月のヤンゴン市内のスーパーマーケット3ヶ所で同時爆破事件や、10月のヤンゴンのホテル前での小規模爆破事件など散発的に爆破事件が続いている。この影響か官庁の統制が厳しくなっていてより複雑化された手続きが必要となっている。加えて、新規事業地のあるカレン州でも政府軍と独立派との戦闘が断続的に続いており、事業への影響も懸念される。

また、ヤンゴンから北へ約300キロにある周囲を山に囲まれた中部の都市ピンマナへの首都の移転作業が進行中である。SCJ事業のカウンターパートにあたる保健省も既に移転したので、保健省との通信は非常に限定的になっている。よって、行政の手続き（査証、移動許可など）がより不便になり、事業への影響が懸念される。同時に、通信が非常に不便で、メールの未着・遅配が多々あり、電話での確認も頻繁に必要なになっている。

ミャンマーでは医療保健予算は少なく、国民1人あたりの保健医療費も2002年度で約50円、保健医療への国家予算の割り当ては2001年度GDP比で約2.5%と非常に少ない。5歳未満児死亡率は1,000人あたり77.77人（1999年政府調査）あり、国家予算不足から十分に効果的な医療を受けることができずに死にいたるケースも少なくないと考えられる。国家の予算が十分に保健医療分野に充てられていない状況の中、NGOが果たす役割は大きいと考えられる。

（1）2005年度事業の総括

バゴ西管区ジゴン町、テゴン町の新たな40村で外務省NGO支援無償の助成を受けて、5歳未満児の健康状態と栄養状態の改善を目的とした「子どもの健康と栄養事業」を実施した。具体的には、栄養不良の原因となるI. 不十分な食糧確保、II. 不適当な実践及び行動、III. 乏しい水と衛生設備及び不適切な医療サービスを改善するために、A. 住民の参加、能力開発及び行動変容、B. 栄養改善、C. 医療サービスの強化、D. ハエ防止型トイレの建設、E. 鶏の雛や野菜の種子の配布を実施した。加えて、以前事業を実施した16村でフォローアップを行った。

また、カレン州タンダウン町でJICA草の根技術協力の助成を受けて、同様の「子どもの健康と栄養事業」を開始する予定であったが、国内政治状況及び治安状況の悪化のために、事業開始に必要な覚書の署名作業が遅延し、活動地もパアン町へ変更して承認され、2006年度について開始となる。

なお、事業を実施するのに必要な合意書を2005年2月に新規の事業地を加えて保健省と3年間延長して署名した。

ミャンマーでは他のアライアンス・メンバーのUKとUSと共に一つのセーブ・ザ・チルドレン（SC）として事務所を統合させることになり、共同事務所、共通規則など作業が進行中である。一つのSCとして機能することにより、より多くの財源確保、管理費削減、SCとしてのより大きな一つの発信をすることが可能となる。

(2) 活動報告

1) 子どもの健康と栄養事業

事業地域： バゴ西管区ジゴン町・テゴン町

事業内容：

[目的] 5歳未満児の健康・栄養状態を改善する

[対象人数] 3歳未満児約 1,350 人（活動③、活動⑦）

その保護者及び妊婦など約 6,800 世帯 27,200 人（活動①、活動③、活動⑥、活動⑧）

上記を含む村の人口約 58,000 人（活動②、活動④、活動⑤）

[活動]

- ① 住民対象行動変容研修活動を実施し、5歳未満児の保護者を対象に栄養や保健衛生に関する研修（延べ7,950人）を計6論題分実施した。
- ② 行政対象行動変容研修活動を実施し、行政が果たすべき役割を担ってもらえるよう栄養や保健衛生に関する研修（延べ137人）を計4回実施した。
- ③ 栄養改善活動を実施し、3歳未満児への毎月の体重測定（延べ12,151人）、3歳未満の栄養不良児への8ヶ月に渡る栄養給食（延べ3,325人）、妊産婦と1歳未満児への8ヶ月に渡る栄養給食（延べ3,095人）、栄養給食参加児の親への栄養教育、3歳未満児や妊産婦への栄養剤・駆虫剤の配布（延べ5,237人）を行った。
- ④ 医療施設整備活動を実施し、簡易保健所の建設（13ヶ所）、給水設備の建設（16ヶ所）、医療廃棄物用焼却炉の建設（10ヶ所）、医療機材の供与（延べ3ヶ所）を行った。
- ⑤ 医療サービス改善活動を実施し、助産婦（延べ79人）と補助助産婦（60人）に研修を行い、キットを配布した。
- ⑥ ハエ防止型トイレ普及活動を実施し、トイレ（3,322世帯各1基、24校41基、1病院3基）を普及した。
- ⑦ 家庭菜園・家禽配布活動を実施し、鶏の雛（480世帯）や野菜の種子（464世帯）を配布した。
- ⑧ ビタミンB1の豊富な胚芽米普及活動を実施し、住民と精米所の対話を促進した。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

- ・ 1,000人の3歳未満児のうち、栄養不良児の割合が49.2%から39.9%に改善した。
- ・ 1,000人の3歳未満児のうち、重度栄養不良児の割合が2.2%から1.4%に改善した。
- ・ ハエ防止型トイレが普及し、3歳未満児の下痢症による死亡率が1.0%から0.1%に改善し、下痢症の罹患率が22.5%から2.6%に改善した。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

- ・ 4回の町の会議の開催を通して、町当局が栄養不良の問題に町全体で取り組むようになった。
- ・ 2村で精米所がビタミンB1の豊富な胚芽米を生産するようになった。

- ・より多くの簡易保健所で出産が行われるようになった。
- ③ 子どもの参加における変化
- ④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化
 - ・身体障害者が差別されること無く事業に参加した。
- ⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化
 - ・活動地域の約 75%の住民がハエ防止型トイレを建設し、手洗いなど衛生状態の改善が子どもの健康に好影響があることを理解した。
 - ・簡易保健所建設後及び助産婦等研修後、より多くの妊婦が簡易保健所で診察を受け、助産婦や補助助産婦が適切な対応ができるようになった。
 - ・村の指導者たちが子どもの保護者が給食セッションに参加するように促すようになった。

4. アフガニスタン事業

2004 年の大統領選挙に続き、2005 年 9 月の国会議員選挙および地方議員選挙において 1200 万人の有権者が国会議員および地方評議会議員を選んだことにより、アフガニスタンは民主制国家への移行を完了した。2001 年末の米軍侵攻、暫定政権成立以降のアフガニスタンは、この議会成立にともない、大きな転換期を迎えている。

アフガニスタンには 23 年ぶりに平和が訪れたものの、復興ブームにより、物価が高騰し、多くの人々の生活はタリバン時代より苦しくなっている。一部ローカル NGO の腐敗が目立ち、援助や復興ブームの経済的恩恵を受けている人々と、一般国民の間での貧富の差が広がっている。また、道路建設や電力供給などのインフラ整備が、期待したほどの速度で進んでいないことから、国民の間では、援助に対する不満が高まっている。それを受け、政府は、援助の主導権強化を図りつつある。2005 年 6 月には、アフガニスタンで活動する国内外の NGO に対する監督を強化し、より効果的な援助の実施を目的とした「NGO 法」が成立した。それに伴い、NGO による建設プロジェクトが原則禁止された。

一方、国内の治安や社会・経済開発のこれからを展望すると、アフガニスタンの現状はいまだ予断を許さない。2005 年の自爆テロやロケット攻撃などの発生件数は、昨年にして倍を超える数字を記録した。治安回復の遅れは、そのまま発電所や幹線道路網の整備、物流と貿易、資源開発、海外からの投資を滞らせ、アフガン経済の回復・成長を大きく阻害している。90 年代後半に 600 万を数えたアフガン難民は、2001 年以降帰国のペースを速めているが、もとの土地に帰ったところで仕事や土地はすでになく、都市での困窮生活を余儀なくされている。経済復興への糸口がつかめないうまま、2005 年のケシ栽培の生産高は 8600 トン（2003 年から 240%増）と推定され、麻薬経済が GDP の 60%を占めるという異常事態が続く。また、多くの一般市民は戦争が終わっても生活が一向によくないことや、かつての軍閥が裁判にもかけられず堂々と金儲けをしていることなどへの不満から政府に対して幻滅を感じ始めている。長く続いた混乱と疲弊の時代に終止符を打ち、新しい時代に希望を見たアフガニスタンの人たちにとっては、まだまだ試練の時代が続くようである。この国の先行きは不透明さを増しており、これまで以上に辛抱強い支援を継続する覚悟が国際社会の一員としての我々には求められている。

(1) 2005年度事業の総括

SCJは、2002年2月にアフガニスタン事務所を設立して以来、SCJはバーミヤン、カブール、ロガールの三県において学校建設、教員研修、識字教育、地雷回避教育、平和教育、学校家具供与など、子どもたちのための複合的な教育支援を開始。2005年度は、地域的にも活動内容的にも多岐にわたっていた事業内容を見直す必要があるとの認識のうえ、7月の現地事務所会議で「基礎教育の質とアクセスの向上を目指す」ことがSCJアフガニスタン事務所としての最優先事業分野であることを確認した。これにより、平和教育などの事業は本年をもって終了、優先分野である基礎教育の「質」と「アクセス」の向上のために資源を集中投下するべく事業の再構築が始まったところである。事業構成の見直しはCRP(子どもの権利に基づく事業)を本格的に導入する好機でもあるため、スタッフ研修を積極的に行うと同時に、プロジェクトデザインにGIM(評価モニタリング手法の一つ)に沿ったゴール設定、指標、モニタリングを日常業務のなかに組み込むなどの試みが行われている。

2005年度は、バーミヤンでの冬休み間の小学校教員と中学校教員の教員研修、バーミヤンおよびカブールでの女性の識字教育、小学校建設、平和教育、学習環境改善を主な事業として実施した。バーミヤンの教員は、教育レベルが低く、教える内容をよく理解できていないため、教員研修は、教育の質の改善のために、大きな効果をあげ、県・郡の教育局からも、高く評価された。女性の識字教育は、カブールでは全9ヶ月間の教室を継続中だが、バーミヤンでは、資金繰りの都合上、5ヶ月で終了せざるを得なかった。学校建設は、資機材の大きな値上がりのため、予算を大きく超えての支出を余儀なくされたが、無事、校舎が完成し、テントや屋外で学んでいた子どもたちに、良好な学習環境を提供することができ、また、村人たちの教育に関する興味・意識が向上した。平和教育では、村人対象に平和的紛争解決に関するワークショップを実施した。学習環境改善では、学校や県・郡教育局に資機材を供与した。

(2) 活動報告

1. 学校建設事業

事業地域：バーミヤン県バーミヤン郡

事業内容：

[目的] 教育環境を改善する。

[対象人数] 児童数430人

[活動] チャプダラ小学校の校舎(教室7室、職員室1室、倉庫1室)を建設した。

2. 学習環境改善事業

事業地域：ロガール県モハメド・アガ郡、バーミヤン県バーミヤン郡、ヤカウラン郡、サイガン郡、カブール市

事業内容：

[目的] 学校、識字教室、郡教育局に資機材を支援することにより、教育の質と教育行政を改善する。

[活動] ロガール郡モハメド・アガ郡モハマッド・ジャン・ハン小中高校、サイガン郡サイガン中央男子小中高等学校、サイガン中央女子小中学校に顕微鏡など教材、家具、スポーツ用品などを支援した。サイガン郡教育局に、発電機、衛星電話、コピー機、家具などを支援した。また、バーミヤン県バーミヤン郡、ヤカウラン郡、カブール市の識字教室38教室に、副読本計768冊と本を入れる箱を支援した。

3. 識字教育事業

事業地域：バーミヤン県バーミヤン郡、ヤカウラン郡およびカブール市

事業内容：

[目的] 学齢期を過ぎた13歳以上の女性が、国語の読み書きと基本的な算数の能力を身につける。

[対象人数] バーミヤン県690人。カブール市480人。

[活動] バーミヤン県の20村で26教室を約5ヶ月間実施した。9ヶ月間の識字教室12教室をカブール市で実施中。

4. 教員研修事業

事業地域：バーミヤン県バーミヤン郡、カマッド郡、ヤカウラン郡、シバー郡、サイガン郡、パンジャブ郡、ワラス郡

事業内容：

[目的] 小学校教員と中学校教員に教員研修を実施し、教育の質を向上する。

[対象人数] 小学校教員50人。中学校教員136人。

[活動] サイガン郡およびカマッド郡の小学校教員に、1ヶ所で19日間の教授法研修を実施した。また、バーミヤン郡、カマッド郡、ヤカウラン郡、シバー郡、サイガン郡、パンジャブ郡、ワラス郡の中学校教員に、2ヶ所で21日間および22日間にわたり、7年生の数学、物理、パシュトゥー語の科目強化研修を実施した。

5. 平和教育事業

事業地域：バーミヤン県バーミヤン郡およびサイガン郡

事業内容：

[目的] 各村に設立した「平和委員会」に対する研修を行い、対立関係にある村々の融和を図る。

[対象人数] 平和委員会メンバーおよび村の指導的立場にある成人男女160名

[活動] 前年度8か村において設立した「平和委員会」や村の指導者たちに対して、「話し合いによる紛争解決と暴力回避の方法」について、および「村人たちの広範な協力にもとづく平和的紛争解決の実践」について、それぞれ4日間の研修を行った。

6. 調査

事業地域：バーミヤン県サイガン郡

事業内容：

[目的] 子どもたちの就学状況や、教育に対する保護者の意識を調査し効果的なプロジェクト形成に役立てる。

[対象人数] サイガン郡2村の学齢期の子どもをもつ親60名

[活動] 農村調査を専門とするインドのNGOの協力を得て、5日間の定性調査を行った。調査では、参加者たちが絵を書いたりカードを使ったりしながら意見を述べる「参加型調査手法」を使用した。

7. その他の活動

セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンの開催した子ども会議に、バーミヤンの子どもたち12人が参加した。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

§ ノンフォーマル教育を通じ、207人が小学校1年生レベルの、140人の子どもが小学校2年生レベルの字の読み書きや算数の能力を習得した。

§ 教員の質の改善により、34,900人の子どもが、教授法を学んだ教師および教科の内容をよく理解した教師から、質の改善された教育を受けることができた。

§ 学校建設により、炎天下やテントの下で勉強していた430人の子どもたちが、風雨に妨げられることなく、また、隣の教室の授業に気を取られることなく、集中して勉強することができるようになった。

§ 顕微鏡など教材、家具、スポーツ用品などの支援により、3校の子どもたちが、教材・家具を用いて勉強できるようになり、また、スポーツにより心身の発達を促進することができるようになった。

§ 平和教育研修の結果、複数の十代男児が外出時のナイフ携行を自発的にやめるなど、子どもたちの身の回りから威嚇と暴力が減りつつあることが観察された。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

③ 子どもの参加における変化

§ 子ども会議に子ども12人が参加し、ファシリテーション・スキルや表現力のスキルを身につけた。

§ 子ども会議への子どもの参加を通じ、保護者が子どもの参加に関する意識を向上した。

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

§ ノンフォーマル教育を通じ、計347人女児が読み書きや算数の能力を習得した。

§ 女子対象のノンフォーマル教育の実施により、女子教育の重要性と女子の教育を受け

る権利に関して、保護者やコミュニティ成員の意識が向上した。

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

§ 郡教育局への資機材支援を通じ、通信や書類作成の効率が改善し、教育行政の実務能力が向上した。

§ 平和教育の結果、地域の大人たちが、安全な生活環境を子どもたちに提供する主体としての意識を深めた。

5. 国内事業

(1) 2005年度事業の総括

2005年度は、2003年度より開始したスピーキングアウト事業を東京・大阪にて継続実施し、東京・大阪の計40ヵ所にて、主に小・中学生を中心とするのべ約2,000人にボランティアのべ約160人が対応した。例年よりも児童・生徒数が少ない中規模校からの依頼が多かったため、裨益者数の急増は見られなかったが、平均して月3~4件と昨年より頻繁に実施することができた。

全体を振り返ると、2005年度はスピーキングアウト事業全体の質的向上を重視したが、これは概ね達成できたといえる。

第一に、プログラムの充実という点では、海外事業地から挙がってくる世界の子ども暮らしや状況を事例・写真・ビデオ・日用品等をうまく活用することで、わかりやすく伝えることができた。特に年度後半から取り組み始めたスーダンに関するプログラムでは、国内事業職員によるスーダン視察により、スーダンの子どもの声をより反映させたものとなった。その結果、多様な活動を通して、子どもが自分自身で考え・学べることができた。また、年度中に完成はできなかったが、これらプログラムのキット化の取り組みも開始している。さらに、毎年全学年の児童がスピーキングアウトに参加する学校や3回連続形式で実施した学校等では、教員との意見交換を活発に行うことで、学校との連携も強化された。

第二に、スピーキングアウトの実施に不可欠なボランティアに関しても、その育成に力をいれることができた。例年実施している合同ワークショップに加え、東京・大阪それぞれで「子どもの権利」をテーマとした研修を行うことで、ボランティアの意識も高まり、スキルアップへつながった。スピーキングアウトはその性格上ボランティアの積極的な参加が求められ、他のボランティア活動よりややハードルが高いため、より多くのボランティアを確保するという点では課題も残っているが、ボランティアの養成を迅速にするためのマニュアルも作成されてきている。

第三に、日本では取り組みが遅れている「子ども参加」の実践を深めることができた。東京では、夏に子どもボランティアを試験的に募集することで、若干名ではあるが、スピーキングアウトの立案・実施・モニタリング・評価に関わる子どもボランティアが誕生した。また、大阪では、スピーキングアウトに参加した高校生が地域の小学校でスピーキングアウトを実施するという「子どもから子どもへ」の試みがなされた。これら「子ども参加」の取り組みをさらに定着していくことが課題である。

(2) 活動報告

スピーキングアウト事業

事業地域：東京・大阪近郊

事業内容：

[目的] ①日本の子どもの国際理解・子どもの権利への意識を向上する。

②権利の主体者である子どもの育成に関わる市民活動を促進する。

[対象人数] 主に小学校～高校生の子どもの約 2,000 人、ボランティア約 160 人 (のべ数)

[活動]

・ボランティアスピーカーを学校や子どもの集まるイベントに派遣し、SC が活動する国の子どものくらしや現状、子どもの権利に関する参加型授業を実施した。(東京 19 回・大阪 21 回、計 40 回)

・学校との連携を強化し、数回にわたる連続した形でのスピーキングアウトを実施した。(3 校)

・プログラム充実という観点から、事業地 (スーダン) に職員が取材出張し (1 回)、スピーキングアウトに必要な資料・情報を収集した。

・子どもボランティアグループを立ち上げ、スピーキングアウトの立案・実施・モニタリング・評価で活動する子どもボランティアを育成した。(3 人)

・スピーキングアウトに参加した高校生が小学生にスピーキングアウトをするという「子どもから子どもへ」を実践することで、子ども参加を促進した。

・ボランティアスピーカーの研修として子どもの権利やプログラミングに関するワークショップを実施した。(計 5 回、のべ約 90 人)

・ボランティアスピーカー向けマニュアルの雛形を作成した。

(3) 子どもと社会に対する成果

① 子どもの生活状況の変化

・毎月 3~4 件スピーキングアウトを実施することで、のべ約 2,000 人の子どもが国際理解・子どもの権利について学べた。

・実施後のアンケートによれば、スピーキングアウトに参加した子どもが、子どもの権利を通じて自分と他者を見つめ直すようになった。

② 子どもの権利に影響する政策や社会的慣習の変化

③ 子どもの参加における変化

・23 名の子ども (中・高校生) がスピーキングアウトの立案・実施・モニタリング・評価に関わることによって、日本の子どもの参加の場が確保された。

④ 子どもが公平に扱われ差別されない社会に向けた変化

⑤ 子どもの権利を実現する市民社会・地域社会のキャパシティの変化

・のべ約 90 人のボランティアを対象とした子どもの権利ワークショップの実施によっ

て、ボランティアの子どもへの権利条約に対する理解が深まった。

- ・子どもへの権利に関するワーキンググループの立ち上げ・実施など、約 30 名のボランティアの主体的な参加によって、ボランティアの子どもへの権利に対する意識が高まった。

[3] 緊急援助事業の詳細

スマトラ沖地震・津波（スリランカ、インドネシア）

2004 年 12 月 26 日にスマトラ沖で起きた、マグニチュード 9.0 の地震とそれに伴う津波により、死者・行方不明者 28 万人以上といわれる被害がもたらされた。被害地域もインドネシア、ミャンマー、スリランカ、インド、タイなど広範囲に渡った。2005 年 3 月 29 日にも同じくスマトラ島沖で再び大きな地震（マグニチュード 8.7）が発生し、ニアス島（北スマトラ州）を中心に 900 人以上の死者が出た。被災者合計数は 500 万人にも及び、そのうち約半数が子どもたちともいわれる。津波により全壊または半壊した学校もあり、最も弱い立場におかれた、家や家族を失った子どもたちを搾取・虐待などの危険から保護することが必須であった。また、校舎の安全性への懸念や地震によるトラウマで親から離れず学校に行きたがらない子どもたち多く、子どもたちが安全に学び遊べる場が求められていた。

産業面でも、重要産業のひとつである漁業は、住居、漁具、ボートを流されるなど深刻な被害を受けた。また、被災した女性や青年たちも職を失い、生計を立て直すための収入を得る手段を得ることが復興に向けての課題となった。

スーダン

独立以来、停戦期間を除き、30 年以上もの間内戦が続き、特にここ 20 年はイスラム色を強めた北部を拠点とする軍事独裁政権（アラブ系）と南部のアフリカ系（非アラブ系）との間の紛争が継続していた。国際社会の努力により 2003 年に和平協定が締結されたが、ダルフール地域ではその後和平交渉が決裂し、ダルフール紛争が激化した。

この紛争により 2005 年 1 月までにダルフール人口の約 40%に当たる 240 万人の人々が影響を受け、そのうち、160 万人が難民及び国内避難民となっている。ダルフール地方では食糧と共に、生命維持に欠かすことのできない水の問題が大きく取り上げられおり、安全な飲み水の確保が重要な課題となっている。安全でない水が原因で急性下痢、コレラ、マラリア、肝炎といった病気が多く、乳幼児の約 17%が主にこのような病気が原因で亡くなっている。また遠くまで水を汲みに行く女性や子どもが危険にさらされたり、この水汲みのために要する時間のために生活を再建することが難しかったり、といった現状もある。さらに、ダルフール危機の深刻化に伴い、国内避難民が爆発的に増加した 2004 年 3 月以降、被災児童数も急増し、西・南ダルフール州においては教育支援を必要とする児童が全被災児童の 8 割を超える状況であった。

パキスタン

2005年10月8日、イスラマバード市北東約95キロメートル地点を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、約7万3人以上の死者、約8万人以上の負傷者、330万人以上が被災した。北西辺境州やアザド・ジャム・カシミール（AJK）州では、小学校を含む大半の建物が倒壊した村もあった。地震が発生した時間（午前8時50分頃）は、多くの子どもたちが学校に登校してきた時刻で、被災した子どもの報告数が時間を追うごとに増えていった。

寒さも増しつつある季節であったため、震災により家屋を失った被災民の保護や、雨天や夜間の気温低下による厳しい生活環境において生じる下痢などの健康被害といった二次被害の恐れも警告された。多くの子どもが、夜に眠ることが出来ない、一人であることが出来ず親に四六時中くっついている、急に泣き出してしまふ、等の状況にあるとの声が聞かれた。被災後の混沌とした状態の中、親自身も、家、家族、職を失ったショックや、様々な問題の対処に忙しく、子どもの世話に十分に時間をかけることができない状態が散見されていた。

（1）2005年度事業の総括

スリランカ

スマトラ沖地震・津波発生後すぐに現地入りし、災害状況の確認と支援ニーズ調査を行った。そこで、低所得者層に対する生計支援もニーズが高いと判明したが、この支援は次の段階で行い、まずは日常生活物資の配布が最優先されるとの結論に至った。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンはセーブ・ザ・チルドレン・スリランカの枠組みの中で活動し、南部2県（マータラ、ゴール県）を担当し、日常生活物資を失った世帯に物資提供（衣服、衛生セット等）を実施した。

その後再び日本人スタッフ駐在の下、同2県で活動する現地の団体（女性支援団体、青少年グループ）と協力し、物資支援から被災者の生計復興を重視した支援へと移行した。災害により職を失った女性を対象に、器具の提供（足踏みミシン等）や技術訓練の実施などを、一方で青少年団体はブロック製造とその販売をし、生計回復に役立つ活動を行った。

インドネシア

セーブ・ザ・チルドレン国際連盟と協業しつつ、日本人スタッフがスマトラ島のアチェ州とニアス島に駐在してスマトラ島沖地震・津波被災者支援を実施した。

アチェ州では、職を失った被災者に対し、再び職に就けるように支援するための職業訓練を展開し、マイクロファイナンスという小額資金貸付を通しての経営管理、主に女性など弱い立場にある人々の起業支援など、被災者の生計回復を実施した。2006年以降も同様の事業を継続する。

ニアス島では、国連機関・地域の行政機関・他のNGOとの調整を図りつつ、校舎の外で授業を行うための仮設学校用テントや学校再開に必要な最低限の学習・活動教材の提供を通

じて学校の機能回復へ寄与した。物資の配布とテントの設置には、地元ボランティアとも連携し地域全体で子どもの教育支援に向けて取り組んだ。一方、地元 NGO を通じた遊び場の設置支援を行い、各遊び場にはスポーツ用品・楽器を含む遊具を提供し、子どもたちを指導する事前研修を受けたスタッフも配置した。子どもたちが安全に遊び、ストレスを発散するひとときを過ごせる場として重要な役割を果たすことができた。

スーダン

2 月に、紛争によって大量の国内避難民が発生しているダルフールにおいて緊急人道支援ニーズの調査をおこなった。既にセーブ・ザ・チルドレン US が食糧、水、保健、栄養、保護の分野で活動しており、日本人スタッフも西ダルフール州の州都ジェネイナに設置されたセーブ・ザ・チルドレン事務所を拠点として、水および教育の分野でハビラ郡での支援事業を 4 月から開始した。長期的支援を視野に入れ、井戸の掘削・設置と共に、コミュニティから選任された技術者へ研修を実施することにより、自分たちでポンプや発電機などの機器のメンテナンスを行えるようにする。また住民に対しても、井戸の使い方、水の使い方、衛生の重要性を伝える衛生教育も実施し、住民の水と衛生に関する意識を高める。教育分野では損壊した校舎の修復や仮校舎の設置を行っているが、こちらも、住民参加の活動としてコミュニティ全体で教育の問題に取り組んでもらっており、コミュニティの再建支援の一環ともなっている。

パキスタン

10 月の地震発生後すぐに支援活動を開始し現地調査をおこなった。初動段階の支援としては、冬が近づき気温も下がり始めていたため、最優先に必要な最低限の物資（食糧、水、テント、毛布、服など日用品）の提供に焦点を当てた。日本人スタッフは北西辺境州のバタグラムに駐在し、食糧、テント、毛布や日用品の配布事業を実施した。一方で、子どもの保護と教育の分野にも重点をおき、バタグラムやムザファラバードにてセーフ・プレイ・エリア（SPA、子どもたちの安全な遊び場）の設置を中心とした事業を実施する。大人のスーパーバイザー監督のもとで、集まって遊ぶことで、子どもたちが被災生活でのストレスを忘れ、日常を取り戻す助けを行うものである。2006 年も支援を継続する予定である。

（2）活動報告

スリランカ

1) スマトラ島沖地震被災者支援・日常生活物資配給事業（緊急援助事業）

事業地域：マータラ県、ゴール県

事業内容：

〔目的〕津波で住む家や日用品などを失った被災者に生活に必要な日常生活物資を供給する。

〔期間〕2005 年 1 月～2005 年 3 月

[対象人数] 20,000 人

[活動]

南部 2 県（マータラ、ゴール）において、行政により被災者認定を受けた世帯に下記の物資を配布した。物資供給により、避難民の帰宅を促し、避難所の人数を減らし、避難所の環境を改善することもできた。住居は損失を逃れた世帯についても、被災者の生活の再建を支え、日常生活回復に役立った。

地域	衛生セット	スクールセット	女性用衣服	男性用衣服
マータラ県 ゴール県	1694	3716	2024	2024

2) スマトラ島沖地震被災者支援（緊急援助事業および復興支援事業）

2) - 1. 女性の生計復興支援

事業地域：マータラ県、ゴール県

事業内容：

[目的] 津波で生計の手段を失った女性を対象に、生計に関わる器具などを配布し、また無利子の支援金を提供することで、女性が被災前の生計手段を取り戻せるように支援する。

[期間] 2005 年 3 月～2005 年 12 月

[対象人数 1] 被災女性約 550 人

[活動] ココナッツで作るロープを作る機材を配布し、またロープを編むためのココナッツ繊維を提供した。靴縫製用の足踏み式ミシンおよび足型（紳士、女性、子ども用の 4 型で 1 セット）を配布した。また縫製に関するトレーニングを実施した。

[対象人数 2] 被災者（女性を含む）約 493 人

[活動]

• 185 人への資金提供：

一人当たり 10000～15000 ルピーを提供し、受益者は以下のような小規模の生計をたてるための活動を開始した。（行商、乾物の製造、手工芸品（マット、壁掛けなど）製作、自転車修理、食品加工、野菜販売など）。

• 308 人への生計復興のための物品提供：

122 人への魚網提供、85 人に魚の行商のための自転車および魚ケースの提供、26 人に小型ボート提供、75 人にココナツロープ編み機の提供。

2) - 2. 被災地の青年のブロック製造支援

事業地域：マータラ県、ゴール県

事業内容：

[目的] 被災青年にブロック製造による仕事の機会を提供するとともに、津波で失った家や建物の再建のために製造したブロックを安価に被災者、または貧困家庭に対して販売する。

[事業期間] 2005年3月～2005年12月

[対象人数] 被災青年 100人

[活動]

青少年グループによる10サイトでのブロック製造と津波被災者への販売をおこなった。ビジネス・マネージメントに関するワークショップを実施した。

インドネシア

1) ニアス島における緊急教育支援事業

事業地域：ニアス島（ニアス県、南ニアス県）

事業内容：

[目的] 安全な学習環境と教材の提供により、学校の正常な機能回復に貢献する

[期間] 2005年3月 - 2005年9月

[対象人数] 4272人の小学生

[活動]

スマトラ津波および2005年3月の地震により倒壊した学校26校に対して、仮校舎テントの設置とスクールセット（ノートや文房具）及びアクティビティセット（楽器、スポーツ道具など）を配布した。校舎の倒壊を恐れて強い日差しの下、屋外で授業が行われていたが、学校再開に必要な最低限の学習環境及び教材の提供を緊急支援として行うことができた。

配布完了数は以下の表の通り。

	学校	テント	スクールセット	アクティビティセット
ニアス県	13	36	48	24
南ニアス県	13	39	52	26
合計	26	75	100	50

2) ニアス島における子どもの保護事業

事業地域：ニアス島（ニアス県、南ニアス県）

事業内容：

[目的] 安全な学習環境と教材の提供により、学校の正常な機能回復に貢献する

[期間] 2005年3月 - 2005年9月

[対象人数]

[活動]

ニアス島内のトゥルクダラムの3箇所を対象とし、小学生にあたる学齢の児童に安全

な活動場所と機会を提供し、幼稚園や保育園の限定的代替機能も担う。40人収容可能な大型テント、レクリエーション用具を提供する他、SCJの児童保護スタッフが調整、モニタリング、およびスタッフの研修にあたった。子ども達を指導するスタッフに対しては、事業の目的と遊び場の役割、集団で遊ぶ意義、ケガへの応急手当、子どもの権利と参加、地域アクターとの協力関係構築、レクリエーション用品の使用法などについて、活動開始前に研修を実施した。

3) アチェにおける復興支援事業 【継続中】

事業地域：アチェ州

(セーブ・ザ・チルドレン全体の計画に対して拠出。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは生計支援分野で協力)

事業内容：

[目的] スマトラ島沖地震被災者が、支援に依存した生活から自立した生計をたてるための道を支援する

[期間] 2005年5月 - 継続中

[対象人数] セーブ・ザ・チルドレン全体（教育・保健・生計・子どもの保護セクター）の支援で述べ285,000人

[活動] (予定を含む)

経済復興支援プログラム

海岸地域を対象とした被災者（主に漁師）の生活復興支援のため、小規模貸付事業とビジネス開発支援（職業訓練、代替作物、起業家支援等）を通し、復旧、復興、開発支援をめざす。

2005年12月末時点で、78村、6504世帯に対してアチェ経済復興支援を実施した。

◇ ハンディクラフトセクター支援

アチェの高度なハンディクラフト技術（刺繍、手工芸）を生かし、付加価値をつけるための生産の質向上及び技術支援、製品開発支援を行い、現地ハンディクラフトのマーケット拡大を目指す。調査が終了し、実施計画作成中。

◇ 職業訓練

Ø ブロック製造

セメント・ブロック製造トレーナー養成コースを設け、その技術を利用し被災者の住宅再建を図る。

Ø 青年職業訓練センター設立事業

青年のための職業訓練センターを設立する。

Ø 研修

大工、造船、家具、ケーキ作り、レンガ工の研修を実施した。引き続き継続する。

◇ 塩田再興

生産技術支援、マーケット開発支援をおこなう。

◇ 小規模貸付事業

対象は漁民、養鶏業者、女性起業家。

生活復興を図るため、道具や運転資金を支援する。

◇ 沿岸地域環境再生事業

マングローブの再生のため苗を植え、管理の技術移転をおこなう。

◇ 鳥インフルエンザ予防計画事業

養鶏業者に対する予防接種、防御服提供、代替農業/家畜、養鶏場の環境向上等の支援をおこなう。子ども、母親、教師向けに、予防ポスター、リーフレットの配布をおこない、鳥インフルエンザの教育を実施する。

スーダン

1) 西ダルフール州における緊急水と衛生事業及び緊急教育事業 【継続中】

事業地域：西ダルフール州ハビラ郡

事業内容：

[目的] 水の確保と教育支援を通して、人々が安定して居住できるような環境作りと中長期的視野にたった子どもへの支援を行う

[期間] 2005年2月 - 2006年2月 (予定)

[対象人数] 120,610人 (予定)

[活動]

◇ 水と衛生事業

人間の安全保障の観点から一定の基準を満たした水の供給サービスを行い（井戸の設置）、同時に、井戸の使い方、水の使い方、衛生の重要性を伝える衛生教育も実施している（研修・衛生教育）。

12月末時点で、全体（井戸50箇所設置予定）の約7割が完了している。

◇ 緊急教育事業

教育の早期再開を支援。（①校舎の修復・仮校舎の設置、②机・椅子などの家具配布、③教材配布） それにより、紛争の影響を受けている子どもたちを保護する一面もあり、低学年の子どもを持っている保護者にとって農業などの仕事に集中できる効果も期待される。12月末時点で、2校の修復が完了、残り4校は75%の修復が完了している。仮校舎1校は調達完了している。

パキスタン

1) 北西辺境州地震被災者へのテント・生活用品配給事業

事業地域：北西辺境州（バタグラム及びその周辺地域）

事業内容：

[目的] 10月8日にパキスタン北東部に発生した地震により住居を失った被災者に対し、安全な生活場所の確保と避難生活における基本的ニーズを満たす

[期間] 2005年10月 - 2005年12月

[対象人数] 1000世帯

[活動]

テント（4m x 4m、5人/張を想定、床敷材含む）、生活用品セット（毛布、衛生用品、下着、防寒衣類、台所用品など）の配給活動を実施。支援の行き届きにくい高所に住む被災者を中心に、雨天や夜間の気温低下をしのげる環境と防寒用具や生活必需品の提供ができた。

配布完了数は以下の表の通り。

郡	配布数	
	テント	生活用品セット
バタグラム	1050	1000

2) 食糧配布事業

事業地域：北西辺境州（バタグラム郡、マンセラ郡）

事業内容：

[目的] パキスタン地震被災者に対し、食糧および生活必需物資を提供する

[期間] 2005年10月 - 2005年12月

[対象人数] 4680世帯

[活動] フード・パック（避難生活に必要な食糧をパッケージ化したもの、1家族6～7人を想定し1週間分相当）や生活必需品（調理器具、衣類等の38品目）を配布。

配布完了数は以下の表の通り。

月	郡	配布数
10月	バタグラム、マンセラ	2069
11月	バタグラム	2611

3) パキスタン地震子どもの保護事業【継続中】

3) -1. 北西辺境州 (NWFP)

事業地域：バタグラム（セーブ・ザ・チルドレンUSの計画に対して拠出。）

事業内容：

[目的] さまざまな危険が存在する被災地において、子どもたちを保護し、彼らの安全を確保する。同時に、災害によるトラウマや長期化する避難生活で精神的に不安定な状況にある子どもたちの心身の回復を図る。

[期間] 2005年10月 - 継続中

[対象人数] 5,000-10,000名の子ども（4歳～15歳）、半数が女の子

[活動] バタグラム郡内にあるコミュニティーと避難民キャンプを対象に50から最大で100の安全な遊び場を設置し、子どもたちが避難生活で蓄積しているストレスを解消できるようにする。2005年12月時点で、17の安全な遊び場を設置済みである。

3) -2. アザド・ジャム・カシミール (AJK)

事業地域：ムザファラバード、バーグ

事業内容：

[目的]地震被災後の混沌とした状態の中で暮らす子どもたちに安全な遊び場を提供し、子どもたちが遊びを通して、心に蓄積したストレスを開放し“日常”を取り戻せるように支援する

[期間] 2005年12月 - 2006年5月 (予定)

[対象人数] 4150人の子ども

[活動] 子どもの保護に重点をおいた以下4つの分野の事業を実施。

◇安全な遊び場

キャンプと被災村を中心にテントを用いた安全な遊び場を提供し、子どもたちが、設置した遊具で遊んだり、大人のスーパーバイザーの監督の下、長縄やゲームをしたりできるようにする。また、単なる遊び場として機能するだけでなく、子どもたちの状態を調査するたまの場としても活用する。

◇遊具搭載バス

安全な遊び場を設置することができない村を、遊具を乗せたバスで周回する。

◇子どもの状況登録

子どもの数、孤児の数、けがや障害をもった子どもの数などの基本情報や、虐待の問題が無いかなども調査する。

◇スタッフ対象キャパシティ・ビルディング・トレーニング

SC スタッフ及び提携 NGO や現地政府の職員を対象に子どもの保護に関するトレーニングを行う。

以上

一 般 会 計

2005年度収支計算書

2005年1月1日から2005年12月31日まで

< 収入の部 >

単位：円

科 目	予算額	決算額	差異	備考
基本財産運用収入	15,000	15,000	0	
入金収入	320,000	180,000	-140,000	
会費収入	19,000,000	16,460,800	-2,539,200	
個人維持会員会費収入		6,500,000	6,500,000	
法人維持会員会費収入		8,075,800	8,075,800	
S C J 会員会費収入		1,885,000	1,885,000	
政府補助金収入	116,845,000	44,646,148	-72,198,852	
外務省補助金・支援無償	46,735,000	18,663,411	-28,071,589	
国際協力機構	66,079,000	25,982,737	-40,096,263	
国際協力銀行	2,488,000	0	-2,488,000	
国連機関	836,000	0	-836,000	
その他	707,000	0	-707,000	
民間助成金収入	156,184,000	190,684,078	34,500,078	
ジャバンプラットフォーム	146,000,000	182,474,078	36,474,078	
その他民間助成金	10,184,000	8,210,000	-1,974,000	
寄付金収入	467,155,000	494,296,005	27,141,005	
無指定寄付収入	99,737,000	94,478,807	-5,258,193	
事業国指定寄付収入	158,301,000	84,460,636	-73,840,364	
活動指定寄付収入	4,767,000	21,069,310	16,302,310	
緊急援助指定寄付	130,000,000	176,259,391	46,259,391	
特定スポンサー寄付収入	13,500,000	13,789,392	289,392	
募金箱寄付収入	58,000,000	101,477,407	43,477,407	
啓蒙事業寄付収入	2,850,000	2,761,062	-88,938	
雑収入	200,000	442,683	242,683	
海外事務所収入	500,000	28,832,323	28,332,323	
経常収入	760,219,000	775,557,037	15,338,037	
特定預金取崩収入	20,621,000	22,758,900	2,137,900	
退職給与引当特定預金取崩収入	0	2,137,900	2,137,900	
特定事業引当特定預金取崩収入	20,621,000	20,621,000	0	
当期収入合計額	780,840,000	798,315,937	17,475,937	
前期繰越収支差額	64,972,307	64,972,307	0	
収入合計	845,812,307	863,288,244	17,475,937	

<支出の部>

単位:円

科 目	予算額	決算額	差異	備考
事業費	733,961,000	569,123,293	-164,837,707	
海外援助費	215,713,000	156,996,244	-58,716,756	※注記
ネパール	31,569,000	33,397,262	1,828,262	
ベトナム	47,074,000	33,099,056	-13,974,944	
ミャンマー	34,912,000	21,589,488	-13,322,512	
アフガニスタン	59,860,000	41,115,567	-18,744,433	
世界連盟事業	31,298,000	27,794,871	-3,503,129	
その他	11,000,000	0	-11,000,000	
緊急援助事業費	276,000,000	260,365,647	-15,634,353	津波、スーダン、パキスタン緊急援助
海外事業人件費	47,580,000	46,086,641	-1,493,359	
海外事業活動費	20,800,000	5,014,363	-15,785,637	連盟大会、調査、研修、通信費等
国内事業費	10,000,000	8,626,120	-1,373,880	
国内啓蒙事業費	5,753,000	5,184,440	-568,560	グッズ仕入等
国内啓蒙費	158,115,000	86,849,838	-71,265,162	広報誌、ホームページ、募金箱製作費等
管理費	64,028,000	65,514,453	1,486,453	
人件費	36,900,000	32,177,415	-4,722,585	
会議費	70,000	141,204	71,204	
業務委託料	1,800,000	0	-1,800,000	
交通費	2,000,000	2,729,634	729,634	
通信費	1,888,000	1,473,442	-414,558	
機器リース費	1,860,000	2,138,010	278,010	
消耗品費	2,040,000	1,986,809	-53,191	
資料費	50,000	0	-50,000	
印刷・製本費	420,000	18,294	-401,706	
家賃光熱費	11,000,000	9,009,569	-1,990,431	
諸会費その他	2,400,000	13,215,731	10,815,731	システム管理費、負担金、人材募集等
雑費	3,600,000	2,624,345	-975,655	支払手数料等
外部監査費	1,050,000	800,100	-249,900	
固定資産取得支出	765,000	912,035	147,035	
什器備品	765,000	559,655	-205,345	
ソフトウェア		352,380	352,380	
經常支出	799,804,000	636,349,881	-163,454,119	
特定預金支出	13,796,000	15,354,882	1,558,882	
退職給与引当特定預金	1,000,000	3,073,129	2,073,129	
減価償却引当特定預金	4,100,000	3,585,058	-514,942	
特定事業引当特定預金	8,696,000	8,696,000	0	
海外事業安定化積立金特定預金		695	695	
当期支出合計額	813,600,000	651,704,763	-161,895,237	
当期収支差額	-32,760,000	146,611,174	179,371,174	
次期繰越収支差額	32,212,307	211,583,481	179,371,174	
支出合計	845,812,307	863,288,244	17,475,937	

※注記： 海外援助費は現地固定資産取得額を含む。内訳は以下のとおりである。

	アフガニスタン	ネパール	ベトナム	ミャンマー	合計
什器備品	1,175,269	0	995,923	183,850	2,355,042
車両運搬具	231,417	364,771	0	1,399,944	1,996,132
合計額	1,406,686	364,771	995,923	1,583,794	4,351,174

一般会計

正味財産増減計算書

2005年1月1日から2005年12月31日まで

単位：円

科 目	金 額		
I. 増加の部			
1. 資産増加額			
当期収支差額	146,611,174		
什器備品購入額	559,655		
ソフトウェア購入額	352,380		
海外事務所什器備品購入額	2,355,042		
海外事務所車両運搬具購入額	1,996,132		
退職給与引当特定預金増加額	3,073,129		
減価償却引当特定預金増加額	3,585,058		
特定事業引当特定預金増加額	8,696,000		
海外事業安定化積立金特定預金増加額	695		
海外事務所為替差額	1,260,022		
		168,489,287	
2. 負債減少額			
退職給与引当金取崩額		2,137,900	
増加額合計			170,627,187
II. 減少の部			
1. 資産減少額			
建物減価償却額	322,614		
車両運搬具減価償却額	3,407,594		
什器備品減価償却額	2,322,994		
ソフトウェア減価償却額	760,760		
什器備品除却額	666,602		
車両運搬具除却額	191,511		
退職給与引当特定預金取崩額	2,137,900		
特定事業引当特定預金取崩額	20,621,000		
		30,430,975	
2. 負債増加額			
退職給与引当金増加額		4,146,271	
減少額合計			34,577,246
当期正味財産増加額			136,049,941
前期繰越正味財産額			281,715,148
期末正味財産合計額			417,765,089

一 般 会 計

貸借対照表

2005年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	225,003,748		
海外現金預金	8,682,679		
未収金	2,805,364		
棚卸資産	283,580		
前払費用	1,686,752		
仮払金	2,880,714		
流動資産合計		241,342,837	
2. 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
特定預金			
退職給与引当特定預金	12,466,560		
減価償却引当特定預金	10,810,386		
特定事業引当特定預金	43,225,000		
為替物価変動準備預金	22,925,000		
緊急援助事業引当特定預金	14,400,000		
海外事業安定化積立特定預金	7,009,215		
国内事業引当特定預金	2,090,000		
新規国内事業引当特定預金	5,000,000		
海外記念事業引当特定預金	4,000,000		
特定預金合計		121,926,161	
その他の固定資産			
土地	6,077,000		
建物	17,089,581		
車両運搬具	7,685,934		
什器備品	9,957,923		
ソフトウェア	3,255,770		
保証金	3,728,940		
その他の固定資産合計		47,795,148	
固定資産合計		219,721,309	
資産合計			461,064,146
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	29,751,022		
前受金	5,000		
預り金	3,333		
流動負債合計		29,759,355	
2. 固定負債			
退職給与引当金		13,539,702	
負債合計			43,299,057
III. 正味財産の部			
正味財産			417,765,089
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(136,049,941)
負債および正味財産合計			461,064,146

一 般 会 計

財産目録

2005年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額	金 額
1. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	300,580	
普通預金 UFJ銀行室町支店等	223,203,168	
定期預金 UFJ銀行室町支店	1,500,000	
現金預金合計		225,003,748
海外現金預金		
アフガニスタン	776,742	
ネパール	3,972,458	
ベトナム	2,325,419	
ミャンマー	1,608,060	
海外現預金合計		8,682,679
未収金		
本部	45,183	
アフガニスタン	131,293	
ベトナム	2,564,957	
ミャンマー	63,931	
未収金合計		2,805,364
棚卸資産（グッズ）		283,580
前払費用		
本部	652,564	
アフガニスタン	826,490	
ミャンマー	207,698	
前払費用合計		1,686,752
仮払金		
本部	1,938,706	
アフガニスタン	180,801	
ネパール	642,581	
ベトナム	118,626	
仮払金合計		2,880,714
流動資産合計		241,342,837
2. 固定資産		
(1) 基本財産 UFJ銀行室町支店定期預金		50,000,000
(2) 特定預金		
退職給与引当特定預金		
本部 UFJ銀行室町支店預金 - 定期	7,987,800	
アフガニスタン	540,406	
ネパール	3,162,620	
ミャンマー	775,734	
退職給与引当預金合計		12,466,560
減価償却引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		10,810,386
特定事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		43,225,000
為替物価変動準備預金 UFJ銀行室町支店預金		22,925,000
緊急援助事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		14,400,000
海外事業安定化積立特定預金 UFJ銀行室町支店預金		7,009,215
国内事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		2,090,000
新規国内事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		5,000,000
海外記念事業引当特定預金 UFJ銀行室町支店預金		4,000,000
特定預金合計		121,926,161
(3) その他の固定資産		
土地		6,077,000
建物		17,089,581
車両運搬具		
本部	1,644,468	
アフガニスタン	2,062,322	
ネパール	508,012	
ベトナム	2,041,748	
ミャンマー	1,429,384	
車両運搬具合計		7,685,934
什器備品（コンピューターシステム、テーブル等）		
本部	4,607,454	
アフガニスタン	3,384,285	
ネパール	201,293	
ベトナム	1,392,782	
ミャンマー	372,109	
什器備品合計		9,957,923
ソフトウェア		3,255,770
保証金 貸借ビル敷金		3,728,940
その他の固定資産合計		47,795,148
固定資産合計		219,721,309
資産合計		461,064,146

一 般 会 計

財産目録

2005年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額	
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
本部	25,715,899	
アフガニスタン	292,224	
ベトナム	3,044,119	
ミャンマー	698,780	
未払金合計		29,751,022
前受金(2006年度会費)		5,000
預り金		3,333
流動負債合計		29,759,355
2. 固定負債		
退職金給与引当金		
本部	7,987,800	
アフガニスタン	540,406	
ネパール	3,162,620	
ベトナム	1,073,142	
ミャンマー	775,734	
退職給与引当金合計		13,539,702
固定負債合計		13,539,702
負債合計		43,299,057
正味財産		417,765,089

計算書類に関する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 資産評価の方法について
棚卸資産-----最終仕入原価法で評価している。
- (2) 固定資産の減価償却について
建物・什器備品・車両運搬具・ソフトウェア-----定額法による減価償却を実施している。
- (3) 引当金の計上について
退職給与引当金は当該年度末の要支給額に相当する額を計上している。
- (4) 資金の範囲について
資金の範囲には、現金預金・海外現金預金・未収金・棚卸資産・前払費用・仮払金
未払金・前受金・預り金を含めている。
- (5) 円換算については以下のとおり2005年12月30日TTMレートを採用している。
アフガニスタン1USドル=118.07円 (旧 東京三菱銀行)
ベトナム 1USドル=118.07円 (旧 東京三菱銀行)
ミャンマー 1USドル=118.07円 (旧 東京三菱銀行)
ネパール 1NRS (ネパールルピー) =1.631円 (Standard Chartered Bank)
- (6) 消費税の会計処理は税込み方式によっている。

2. 基本財産の増減額及び残高は次の通りである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
合計(基本金)	50,000,000	0	0	50,000,000

3. 担保に供している資産

該当事項なし

4. 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

単位：円

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	62,431,705	225,003,748
海外現金預金	9,646,409	8,682,679
未収金	47,880	2,805,364
棚卸資産	775,966	283,580
前払費用	652,564	1,686,752
仮払金	3,422,159	2,880,714
合計	76,976,683	241,342,837
未払金	9,059,502	29,751,023
前受金	165,000	5,000
預り金	2,779,874	3,333
合計	12,004,376	29,759,356
次期繰越収支差額	64,972,307	211,583,481

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	17,923,000	833,419	17,089,581
車両運搬具	21,510,821	13,824,887	7,685,934
什器備品	17,958,232	8,000,309	9,957,923
ソフトウェア	4,142,880	887,110	3,255,770
合計額	61,534,933	23,545,725	37,989,208

6. 保証債務

該当事項なし

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

[本部事務局]

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町 3-2-6-8F

Phone: 03-3516-8922 Fax:03-3516-8923

[大阪事務所]

〒530-0046

大阪市北区菅原町 10-12 ジーニス大阪804

Phone: 06-6361-5695 Fax:03-6361-5698

www.savechildren.or.jp

